

ては、当該処分がされるまでの間)における第二条の規定の適用については、「同条第一号中「一般旅券(次号に掲げるものを除く。)」とあるのは「数次往復用の一般旅券」と、同条第二号中「渡航先が個別に特定して記載され若しくは有効期間が五年未満の一般旅券又は一往復用の一般旅券」とあるのは「一般旅券(数次往復用のものを除く。)」と、同条第七号中「査証欄」とあるのは「合冊又は査証欄」とする。(旅券の手数料の減額に関する政令等の廃止等)

第三条 旅券の手数料の減額に関する政令(昭和二十七年政令第四百五十二号)は、廃止する。

2 一般旅券についての事務の委任に関する政令(昭和四十五年政令第二百八十二号)は、廃止する。

3 改正法附則第二条によりなお従前の例によることとされる一般旅券に関する申請に係る処分については、前項の規定による廃止前的一般旅券についての事務の委任に関する政令の規定は、同項の規定の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成三年三月八日政令第二二号)
 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年六月一七日政令第二〇七号)
 (施行期日)
 1 この政令は、平成四年十一月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この政令による改正後の旅券法施行令、領事官の徵収する手数料に関する政令及び出入国管理制度及び難民認定法関係手数料令の規定は、この政令の施行の日以後に一般旅券の発給その他の処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前に当該処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号)
 (施行期日)
 1 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成七年六月一四日政令第二四四号)
 (施行期日)
 1 この政令は、平成七年十一月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成七年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の旅券法施行令及第(施行期日)抄

第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日政令第三九三号)
 (施行期日)
 1 この政令は、令和七年三月二十四日から施行する。

附 則 (平成二二年六月七日政令第三〇六号)
 (施行期日)
 1 この政令は、令和七年三月二十四日から施行する。

第二条 改正後の旅券法施行令及び領事官の徵収する手数料に関する政令の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第二条 改正後の旅券法施行令及び領事官の徵収する手数料に関する政令の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年六月二六日政令第二二八号)
 (施行期日)
 1 この政令は、令和六年六月二六日から施行する。

附 則 (令和四年一〇月五日政令第三二三号)
 (施行期日)
 1 この政令は、令和五年三月二十七日から施行する。

第二条 改正後の旅券法施行令及び領事官の徵収する手数料に関する政令の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の施行の日(平成十八年三月二十日)から施行する。

第二条 この政令による改正後の旅券法施行令の規定は、この政令の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料及び当該申請に基づく一般旅券に関する事務については、なお従前の例による。

第一条 この政令による改正後の旅券法施行令の規定は、この政令の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料及び当該申請に基づく一般旅券に関する事務については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年一二月二六日政令第三六四号)
 (施行期日)
 1 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年三月二十日)から施行する。

2 この政令による改正後の旅券法施行令の規定は、この政令の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料及び当該申請に基づく一般旅券に関する事務については、なお従前の例による。